

交付規程

2025年6月17日制定

大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局

(前文)

経済産業省の令和6年度補正予算からの拠出金に基づき日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)が実施する「グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国)」(第一回)(以下「本事業」という。)の実施に当たり、AMEICC事務局を担う一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「AOTS」という。)の代理人として、デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下、「大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局」という。)が、事業の実施の支援に関わる事務局業務を担う。なお、本事業に基づく民間事業者及び団体(以下「事業者」という。)に対する補助金に係る資金管理及び支払いについては、AMEICC事務局がこれを行なう。

(通則)

第1条 本事業における補助金の申請、承認、支払い、使用等を含む補助金の交付の管理に係る手続(以下、「補助金交付管理」という。)については、本交付規程(以下「本規程」という。本規程に基づき作成される書類を含む、以下同じ。)で定めるところにより行われ、本規程は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が各事業者との間で締結する補助金交付の管理に係る契約(以下「補助交付契約」という。)の前提とする。

- 2 本事業の実施に関して用いる言語は、日本語とする。
- 3 本事業の金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本事業は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 本規程、公募要領その他関連する文書における解釈に疑義が生じた場合には、本規程本文の定めを優先して適用する。
- 6 本事業の対象国は ASEAN 加盟国とする。事業実施国が ASEAN 加盟国でない場合には、不採択となる。

(定義)

第2条

次の要件を満たす事業者が申請の資格を持つ。また、申請の資格を持つ者を本規程において「補助対象事業者」という。

- ①日本に登記し、日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- ②予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ④会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く)。
- ⑤日本政府からの EBPM(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)に関する協力要請に応じること。EBPMの取組を政府として推進すべく、申請書等の提出時に、原則、法人番号を記載すること(法人番号が指定されていない者を除く)。また、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供された情報(提供された情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)は、事業支援又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用する。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす。
- ⑥本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

- ⑦本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等に十分な管理能力を有していること。
- 2 本規程において「補助申請者」とは、本事業への申請を行った者をいう。
 - 3 本規程において「補助交付契約者」とは、第9条の補助交付契約を締結した者をいう。
 - 4 本規程において「共同事業実施者」とは、補助交付契約者と共に海外において本事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者をいう。なお、共同事業実施者は補助申請者となることはできない。共同事業実施者の事業費は、第4条第1項に定めるとおりとする。
 - ①補助交付契約者の海外子会社(日本側出資比率 10%以上)
 - ②補助交付契約者の海外孫会社(日本側出資比率 50%超海外子会社の出資比率 50%超)
 - 5 本規程において「共同申請者」とは、第1項の「補助対象事業者」の要件を満たすもののうち、幹事法人と共に共同して本事業への申請(以下「共同申請」という。)を行う幹事法人以外の者をいう。
 - 6 本規程において「幹事法人」とは、第1項の「補助対象事業者」の要件を満たすもののうち、共同申請者と共同申請を行う場合に、申請書類や報告書等の提出を行い、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局からの通知の連絡先や、AMEICC からの補助金の支払先となる者をいう。単独の補助申請者では事業が成立しない場合には、複数の補助申請者で共同申請を行うことが認められ、幹事法人を一者決めて申請する必要がある。幹事法人の変更は原則認められない。

(交付の目的)

第3条 本事業に基づく補助交付は、いわゆるグローバルサウス諸国(本事業の対象国は ASEAN 加盟国とする。)が抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、グローバルサウス諸国との経済連携を強化することや本事業の実施により事業実施国が裨益することに加え、日本国内のイノベーション創出、サプライチェーン強靱化等により国内産業活性化を目指すことを目的とする。事業実施国で未だ実用化に至っていない技術の実施可能性、同様に未だ事業化に至っていない技術のビジネスモデル構築に向けた実証を支援の対象とする。

(交付の対象及び補助率上限)

第4条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、補助交付契約者及び共同事業実施者が行う本事業に要する経費であって、補助金交付の対象として大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が認める経費項目(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を承認する。右承認を前提に、AMEICC 事務局が補助金の交付を行う。補助対象経費は、具体的には別表1「補助対象経費(表1)」のとおりとする。

2 本事業は、日本に拠点及び法人(登記法人)格を持ち、日本における事業実態を有している等の要件を満たす民間団体等を対象として補助金を交付する。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、従業員数が300人以下の法人税法上の収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定される34事業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないことを要件として補助金を交付する。

- 3 補助の対象となる経費は、本事業の実施期間(以下「事業実施期間」という。)内において発生した経費とする。
- 4 補助率及び補助金額の範囲は、別表1に記載の「補助率(表2)」及び「補助金額の範囲(表3)」のとおりとする。
- 5 第2条第5項及び第6項に定めるとおり、単独の補助申請者では事業が成立しない場合には、複数の補助申請者で共同申請を行うことを認める。また、その場合の補助金は、幹事法人に一括して交付する。

(事業実施期間等)

第5条 事業実施期間は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が第9条の規定に基づいて行った補助交付契約締結日から、3年以内(最長 2029年3月31日)とする。申請時に事業実施期間が 2029年3月31日を超えている場合、不採択となる。

2 グローバルサウス諸国との経済連携の強化に向けて、今後の支援施策の検討等を実施するため、実証事業実施後の進捗状況把握や効果の検証を行う、フォローアップ期間を設ける。本事業のフォローアップ期間は、事業実施期間終了日の翌日から3年間とする。フォローアップの結果は、必要に応じて公表される場合がある。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別添1「令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国)第1回公募 公募要領」に従い、様式第1「補助金交付申請書」に様式第2-1「事業提案概要」、様式第3-1「事業経費概算書」等を含む書類を添えて、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出しなければならない。なお、複数の補助申請者で共同申請を行う場合は、幹事法人が代表して提出しなければならない。

(採択決定の通知)

第7条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があった場合には、外部有識者を委員とする審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、申請の内容を、別添1「令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国)第1回公募 公募要領」における「3. 実証事業の概要等」及び「8. 審査基準」に定める事項を基準として審査を行う。審査は原則として提出された申請書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。補助金を交付すべきものと認めるときは採択決定を行う。なお、過去又は現在の日本政府(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と同一又は類似内容の事業は、審査を行わず不採択とする。

3 委員会は、前項の採択決定に際して補助申請者に対し必要な条件を付すことができる。

4 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、委員会が第2項の採択決定をした場合には、補助申請者の名称、事業実施国等を公表するとともに、様式第4「補助金採択決定通知書」を補助申請者(共同申請の場合は幹事法人のみ)に送付するものとする。案件の詳細を秘匿する必要がある機微な案件であるとの申し出が補助申請者からある場合、必要性を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が判断した上で、一部修正あるいは非公示の形で公表することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助申請者は、前条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服がある場合には、補助金の交付の申請を取り下げることができる。この場合、補助申請者(共同申請の場合は幹事法人)は、当該通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面をもって大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に申し出なければならない。

(交付の契約)

第9条 補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)は、第7条第4項の補助金の採択決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服が無い場合には、様式第5「交付契約宣誓書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出し、補助交付契約の申し込みの意思表示を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局にする。補助交付契約手続きにあたっては、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の求める見積書等の証憑を提出し、補助対象経費の内容の詳細について大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の承認を受けなければならない。大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、様式第6「補助交付契約通知書」に交付契約宣誓書を添付の上、補助申請者(共同申請の場合、幹事法人のみ)に送付し、当該通知書の発送日を補助交付契約締結日とする。

2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、様式第4「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者

(共同申請の場合、幹事法人)より様式第 5「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、第7条における採択決定を取り消すことができる。

- 3 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、採択を取り消すことができる。
- (1) 補助申請者又は共同事業実施者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助申請者又は共同事業実施者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (3) 補助申請者又は共同事業実施者が、申請後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (4) 補助申請者又は共同事業実施者の申請内容の虚偽が判明した場合
 - (5) 過去又は現在の日本政府(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と同一又は類似内容の事業である場合。ただし、同一又は類似内容の事業であっても、調査範囲やスコープ等が明確に区分され、本事業の目的に合致している場合は含まない。
 - (6) 補助申請者又は共同事業実施者が、別添 2「暴力団排除に関する事項」に違反した場合
 - (7) 補助申請者又は共同事業実施者が、別添 3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合
 - (8) 別添 1「令和 6 年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国)第 1 回公募 公募要領」における「3. 実証事業の概要等」に定める事項を満たさないことが判明した場合。

(本事業の経理等)

第10条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助交付契約者及び共同事業実施者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業実施期間、フォローアップ期間及びその後1年間、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に様式第 7-1「計画変更(等)承認申請書」により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 申請額の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする少ない方の額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 申請時に取得するとしていた50万円(税込み)以上の取得財産を変更しようとするとき。
- (3) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 申請時に提出された様式第 2-1「事業提案概要」及び様式第 3-1「事業経費概算書」の事業内容に変更をもちますものでない場合
 - (イ) 補助目的及び事業目標実現に関係が無い事業計画の細部の変更である場合
- (4) 本事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 本事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が前項の承認をする場合、様式第 7-2「計画変更(等)承認通知書」を補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人のみ)に送付する。その際、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、補助交付予定額の変更をすることができる。

3 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の承認及び補助交付予定額の変更をする際に、必要と認めるときは、委員会を設置し、その意見を聞くことができる。

(調達契約等)

第12条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業を行うため50万円(税込み)以上の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、本事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、随意契約によることができる。

- 2 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業を行うため本事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に委託し、又は履行補助者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 3 補助交付契約者及び共同事業実施者は、前項の契約にあたり、契約の相手方に対し、本事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。
- 4 補助交付契約者及び共同事業実施者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円(税込み)未満のものを除く)に当たり、経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業を行ううえで、当該事業者でなければ、本事業を行うことが困難又は不相当である場合は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、補助交付契約者及び共同事業実施者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置及び指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助交付契約者及び共同事業実施者は大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業に関する履行補助者と約定して、本規程に定める補助交付契約者及び共同事業実施者の義務を遵守させなければならない。万一、履行補助者がこれに違反した場合には、補助交付契約者及び共同事業実施者が連帯してその責任を負うものとする。
- 7 補助交付契約者及び共同事業実施者は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局から、履行補助者との契約内容を開示するように求められた場合、速やかにその内容を明らかにしなければならない。
- 8 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、履行補助者の関与が不適切であると判断した場合は、書面により補助交付契約者又は共同事業実施者に通知することにより、その関与を中止させることができる。
- 9 前項までの規定は、補助交付契約者及び共同事業実施者が本事業の一部を履行補助者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助交付契約者及び共同事業実施者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、第9条の規定に基づく補助交付契約によって生じる権利の全部又は一部を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助交付契約者又は共同事業実施者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及びAMEICC事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、AMEICC事務局の指示に従い、次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助交付契約者又は共同事業実施者から債権を譲り受けた者が大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及びAMEICC事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局は、AMEICC 事務局と相談の上、AMEICC 事務局が補助交付契約者及び共同事業実施者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保すること。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局は、AMEICC 事務局からの指示を踏まえて、補助交付契約者又は共同事業実施者による債権譲渡後も、補助交付契約者又は共同事業実施者との協議のみにより、補助金の額その他の補助交付契約の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該補助交付契約の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助交付契約者及び共同事業実施者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助交付契約者及び共同事業実施者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、AMEICC 事務局が行う弁済の効力は、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故等の報告)

第14条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、本事業を予定の期限内に終了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに様式第8「事故報告書」を大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、事業実施期間中、事業の進捗の月次報告を行わなければならない。

- 2 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、採択決定後、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局と経済産業省とのキックオフミーティングにて事業計画等を説明しなければならない。事業実施期間中、毎年度2回程度の大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局と経済産業省との中間報告会(中間検査)にて事業の進捗等を報告しなければならない。成果が芳しくない事業については、事業計画の変更を促したり、中断を勧告することがある。事業終了の約1か月前に大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局と経済産業省との最終報告会にて事業の結果を報告し、事業成果報告書の記載内容について相談しなければならない。また、フォローアップ期間中、事業に係る調査(KPI 含む)等に協力しなければならない。
- 3 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局より、本事業の遂行及び収支の状況について報告を求められた時は、速やかに様式第9「遂行状況報告書」のほか、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局が指定する書類を共同事業実施者(共同申請の場合は共同申請者を含む)の分を併せて大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局に提出しなければならない。
- 4 補助交付契約者及び共同事業実施者は、経済産業省、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局や会計検査院から本事業の進捗や内容等について説明を求められた際には、協力すること。

(実績報告等)

第16条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、様式第1「補助金交付申請書」にて申請した事業が終了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は様式第6「補助交付契約通知書」記載の本事業「事業実施期限」の日のいずれか早い日までに、様式第10「補助事業実績報告書」とともに、事業成果報告書を大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等により前項の補助事業

実績報告書等を提出できない場合は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局にその旨申し出、承認を得ることにより、期限について猶予を受けることができる。

- 3 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、本事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、申請時に従業員への賃金引き上げ計画の表明書を提出した場合、表明した率の賃上げを実施した証明になる書類の写しを、様式第 10「補助事業実績報告書」と併せて提出しなければならない。賃上げが表明した率に達していない場合等においては、AMEICC が実施する別事業の採点にあたって減点措置を講じるなど何らかの措置を講じる可能性がある。

(補助金の額の確定等)

第17条 前条第1項の報告を受けた大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、報告書等の書類の審査、現地調査(原則実施)等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の交付に係る契約の内容(第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)並びにこれに付した条件及び必要な水準に適合すると認めるときは、交付すべき補助交付確定額を確定し、様式第 11「補助金確定通知書」により当該補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人のみ)に通知する。

- 2 前項の補助交付確定額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助交付予定額(補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助交付予定額の額は、様式第10「補助事業実績報告書」記載のとおり)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 第11条に従い計画変更された場合には、前項の規定に準じ、補助金の額を再度確定のうえ、これを通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 前条の様式第 11「補助金確定通知書」を受け取った補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)が、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 12「精算払請求書」による請求書(請求金額には当該通知書に記載された確定額を記入する。)を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出しなければならない。

- 2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の規定による精算払請求書を受けとった場合には、その旨をAMEICC事務局に通知し、同事務局からの補助金の遅滞なき支払いを依頼する。
- 3 事業支援事務局からAMEICC事務局へ依頼する補助金の支払い方法は、基本事業終了後の精算払とする。ただし、補助交付契約者が事業終了前の精算払いを希望する場合、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が認めた経費についてのみ、事業支援事務局はAMEICC事務局に対して途中精算を行う(最大2回)。途中精算額(累計金額)の上限は、補助交付予定額の6割までとする。
- 4 天変地異、政変、騒乱、感染症、テロ等の不可抗力事由、その他、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局又は補助交付契約者若しくは共同事業実施者の責めに帰せざる事由により、AMEICC事務局による補助金額の支払いが不能又は遅滞となる場合、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、補助交付契約者及び共同事業実施者に対する補助金額の支払の不能又は遅滞について一切の責任を負わない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、本事業終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 13「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」により速やかに大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に報告しなければならない。

- 2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還をAMEICC事務局に対して行うことを命ずる。この場合、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法

人)は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金員を AMEICC 事務局に対して返還しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、本事業の適切な遂行、本事業の成果の適切なフォローアップ及び本事業の実効的監査を確保するため、必要があるときは、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の指定する者により補助交付契約者、共同事業実施者及び履行補助者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物品を検査させ、又は関係者に質問することができる。この場合において、補助交付契約者、共同事業実施者及び履行補助者は協力しなければならない。

2 経済産業省及び大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、必要に応じて前項の措置を取ることができる。

(補助交付契約の解除等)

第21条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、次の各号の一に該当する場合には、第9条の補助交付契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、本事業で購入した財産を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、補助交付契約締結後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助交付契約者又は共同事業実施者の申請内容の虚偽が判明した場合
- (6) 過去又は現在の日本政府(独立行政法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金、委託費等)と同一又は類似内容の事業である場合。ただし、同一又は類似内容の事業であっても、調査範囲やスコープ等が明確に区分され、本事業の目的に合致している場合は含まない。
- (7) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、別添2「暴力団排除に関する事項」に違反した場合
- (8) 補助交付契約者又は共同事業実施者が、別添3「談合等の不正行為に関する事項」に違反した場合
- (9) 別添1「グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国)第2回公募 公募要領」における「3. 実証事業の概要等」に定める事項を満たさないことが判明した場合

2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の解除をした場合において、既に当該解除に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、AMEICC 事務局に対する当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、期限を当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 前3項の場合、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の指定する方法にて、当該補助金を返還し、加算金及び延滞金を支払わなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、補助対象経費(本事業の一部を履行補助者に実施させた場合にお

ける対応経費を含む。)により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助交付契約者及び共同事業実施者は、単価50万円(税込み)以上の取得財産等があるときは、第16条第1項に定める様式第10「補助事業実績報告書」に様式第14「取得財産等管理台帳(取得財産等明細書)」を添付しなければならない。
- 3 補助交付契約者及び共同事業実施者は、単価50万円(税込み)以上の取得財産等について、様式第14「取得財産等管理台帳(取得財産等明細書)」を備え、財産処分制限期間(事業実施期間及びフォローアップ期間)の間、的確に管理しなければならない。
- 4 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、事業実施期間及びフォローアップ期間の間、補助交付契約者又は共同事業実施者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に、AMEICC 事務局が指定する口座に納付させることができる。この場合、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第23条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、事業実施期間及びフォローアップ期間の間、補助交付契約者又は共同事業実施者の取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税込み)以上の機械、器具、備品及びその他の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15-1「取得財産処分承認申請書」による申請書を作成し、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出しなければならない。
- 2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めるときは財産処分の承認を行い、様式第15-2「取得財産処分承認通知書」を補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人のみ)に送付するものとする。
 - 3 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)が前項の承認通知書を取得した後、補助交付契約者及び共同事業実施者が取得財産等を処分した場合は、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は様式第15-3「取得財産処分報告書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に送付しなければならない。
 - 4 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、前項の報告書の提出があった場合には、様式第15-4「納付通知書」により、前条第4項に基づき、補助交付契約者に、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を当該処分財産に係る補助金額を限度に AMEICC 事務局が指定する口座に納付させることができるものとする。補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を納付しなければならない。
 - 5 第1項の処分において、補助交付契約者又は共同事業実施者が本事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産(機械・設備に限る。)を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は様式第15-5「取得財産転用申請書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出し、その承認を受ければ、補助交付契約者は当該転用に係る前条第4項の納付が免除される。
 - 6 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)はフォローアップ期間の間に第1項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取壊し若しくは廃棄を行った場合は、第1項の規定にかかわらず、様式第15-3「取得財産処分報告書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。また、補助交付契約者は当該処分に係る前条第4項の納付は免除される。

(事業成果状況報告等)

第24条 補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、フォローアップ期間において各年度の事業成果の状況について、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が定める日までに様式第 16「事業成果状況報告書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出しなければならない。

2 補助交付契約者及び共同事業実施者は、前項の報告書の証拠となる書類を事業実施期間、フォローアップ期間及びその後1年間保存しなければならない。

(補助金返還)

第25条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、提出された申請書や関連書類に記載の事項に虚偽が認められたり、疑義が生じたりした場合は、採択後であっても、その内容について確認を行い、採択の取り消しを行う権利を留保しているものとする。事業実施期間及びフォローアップ期間において、各種提出書類における申請・報告内容と、事業の実績が大幅に異なるものであった場合、その乖離に補助交付契約者又は共同事業実施者の責めに帰さない理由その他の合理的な理由が無い場合には、経済産業省と協議のうえ、AMEICC 事務局から補助金を交付しないこと、もしくは交付した補助金の AMEICC 事務局への返還を求めることができる。

2 前項の場合、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、AMEICC 事務局の指定する方法及び期限にて、当該金額を返還しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第26条 事業実施期間中、本事業を実施したことにより発生した発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等(以下「知的財産権等」という。)は補助交付契約者に帰属する。補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、補助交付契約者が知的財産権等を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権又は使用权を設定した場合には、当該知的財産権等の取得等の状況について、遅滞なく様式第 17「知的財産権取得状況報告書」を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出しなければならない。

2 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を行使する権利を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に許諾する必要がある。

(成果等の発表・共有等)

第27条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省は、本事業の概要及び成果について必要があると認めるときは、補助交付契約者及び共同事業実施者に発表させることができるものとする。この場合、補助交付契約者及び共同事業実施者は、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省の指示に従い、その発表を行うものとする。

2 本事業で創出された事例について、個社の競争力に影響が無い範囲を大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局又は経済産業省から補助交付契約者に相談のうえで、東アジア・アセアン経済研究センターに共有されるものとし、補助交付契約者及び共同事業実施者は経済産業省の求めに応じ、事業実施期間中及び終了後に実施が検討されている経済産業省又は東アジア・アセアン経済研究センターにおける政策議論の場において、ヒアリングや資料提供等に協力しなければならない。

3 補助交付契約者及び共同事業実施者は、事業実施期間中及び事業終了後において、経済産業省から経済産業省の研究会の開催等に関連するヒアリング、情報提供等の要請があった場合には、協力しなければならない。

4 フォローアップの結果については、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が経済産業省と協議の上、必要に応じて公表する場合がある。

(情報管理及び秘密保持)

第28条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示が無いときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち履行補助者その他の第三者の秘密情報(履行補助者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業の一部を履行補助者に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助交付契約者又は共同事業実施者による違反行為とみなし、当該行為が発生した場合、補助交付契約者及び共同事業実施者は違反行為者と連帯してその責めを負うものとする。

3 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、本事業の遂行に際し知り得た補助交付契約者、共同事業実施者、履行補助者又はその他の第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示が無いときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的(前条の成果の共有を含む)以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助交付契約者、共同事業実施者、履行補助者又はその他の第三者の秘密情報(補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)が本規程に従って大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提供する各種申請書類、経理等の証拠書類等やその他大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の求めに応じ提供する書面に記載の情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報)については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- (4) 補助交付契約及び関連する契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本事業の遂行に際し経済産業省に開示を求められた情報、会計検査に際し会計検査院より開示を求められた情報、又は前条に基づき共有される情報

4 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は、本事業の一部を第三者に行わせる場合には、当該第三者にも本条の定めを遵守させなければならない。大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局による違反行為とみなす。

5 本条の規定は本事業の終了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(損害賠償)

第29条 補助交付契約者又は共同事業実施者が本規程に違反して大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に損害を与えたときは、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に対しその被った一切の損害額(直接の損害額に加え、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が補助交付契約者又は共同事業実施者の本規程違反に対応するために要した費用《大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の従業員若しくは大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの補助金の確定額等を含むが、これに限られない。)を補助交付契約者が賠償する責を負う。

2 補助交付契約者及び共同事業実施者が大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の承認した計画に基づき事業を実施し、それによって補助交付契約者、共同事業実施者及び第三者が被った一切の損害について、大型実証

(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局はその責任を負わない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第30条 大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局は、本事業に関して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

2 大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AM EICC事務局及び経済産業省に対して本事業に関して得た個人情報を提供することができる。この場合において、補助申請者は、本事業の別添1「グローバルサウス未来志向型共創等事業(大型実証 ASEAN 加盟国) 第2回公募 公募要領」に基づき当該情報提供に同意したものとみなす。

(暴力団排除に関する事項)

第31条 補助申請者及び共同事業実施者は、別添 2「暴力団排除に関する事項」について補助金の申請前に確認しなければならず、補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)による申請をもってこれに同意したものとす。

(談合等の不正行為に関する事項)

第32条 補助申請者及び共同事業実施者は、別添 3「談合等の不正行為に関する事項」に記載の談合等の不正行為に関する事項について補助金の申請前に確認しなければならず、補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)による申請をもってこれに同意したものとす。

(環境社会配慮)

第33条 補助申請者及び共同事業実施者は、別添 4「環境社会配慮に関する留意事項」について確認しなければならず、補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)による様式第5「交付契約宣誓書」の提出をもって、補助申請者及び共同事業実施者は環境や社会への負の影響の回避又は最小化に努め、環境及び環境社会に配慮した事業を遂行することに同意したものとす。

(強靱で信頼できるサプライチェーンの取組)

第34条 補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)は、様式第 18「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言」及び「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築の計画」の提出をもって、強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築に取り組むように努めるものとする。また、本補助金における「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築に取り組む」という趣旨を踏まえて、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、事業実施期間中に、調達のガイドラインを自社で策定することを努力義務とする。調達のガイドラインの策定に際して、補助交付契約者は、経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口に相談することを可能とする。

(人権尊重責任)

第35条 補助交付契約者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえ、人権尊重に取り組むように努めなければならない。中小企業以外の事業者のうち、会社法第二条第一項における会社に該当する補助申請者(共同申請の場合、幹事法人)は、申請時点における人権尊重の取組状況を、様式第19-1「人権尊重の取組状況(申請時)」に従い提出しなければならない。また、当該補助交付契約者(共同申請の場合、当該幹事法人)は、事業終了後、実績報告書と合わせて事業終了時点における人権尊重の取組状況を、様式第19-2「人権尊重の取組状況(事業終了時)」に従い提出しなければならない。「人権尊重の取組状況(事業終了時)」については、事業終了後に、大型実証(ASEAN 加盟国) 事業支援事務局が取りまとめの上、公表するものとする。

(海外安全管理)

第36条 補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業を実施するために、海外に渡航する場合及び渡航中において、「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の(経由地を含む。)海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時には大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局(現地事務所を含む。)並びに経済産業省及び外務省(現地公館を含む。)の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。

2 補助交付契約者及び共同事業実施者が本事業を実施する国及び地域については「外務省 海外安全ホームページ」に基づき、最新の安全情報を確認の上、十分な安全対策及び連絡体制を講じ、渡航計画(滞在場所、地域、滞在期間、滞在予定者、活動内容、現地連絡先等)を作成、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)が大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に提出したうえで事業を実施しなければならない。また、事業の変更等が生じる場合については、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は速やかに大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省と協議のうえ、補助交付契約者及び共同事業実施者はその結果・指示に従うこととする。

補助交付契約者及び共同事業実施者は本事業実施中、滞在国(移動のための滞在国を含む)にて天変地異・戦争・テロ・感染症・事件事故等が発生した場合、速やかに状況の報告を行い、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局並びに経済産業省及び外務省の指示に従い、安全の確保に努めなければならない。また、事業実施中に危険度の引き上げが生じた場合においては、補助交付契約者及び共同事業実施者は大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省と事業の継続等について協議を実施し、その指示に従うこととする。海外渡航を中止せざるを得ない可能性があるものとし、以下の対応とする。

(1) 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合がある。

(2) 中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外とする。

上記について、それぞれその後も現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合がある。

3 本事業においては、補助交付契約者及び共同事業実施者の海外渡航に際し、常にその安否が確認できるよう、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は緊急連絡網を作成し、大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局に共有しなければならない。

4 前項の緊急連絡先については、人事異動や担務変更などの理由により、やむをえず変更となる際には、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は速やかに届け出のうえ、常に最新情報を維持しなければならない。

5 第3項に基づき、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)より提出された渡航計画ならびに緊急連絡先等の情報は、本事業の遂行ならびに緊急時の対応のみの利用とし、本事業以外の業務では利用しないものとする。

(遵守事項)

第37条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局及び経済産業省は、補助交付契約者及び共同事業実施者に対し、本規程に定めるもののほか、適宜、指示を行い、条件を付し、また、必要と認める書類の提出を求めることができる。この場合、補助交付契約者及び共同事業実施者は、速やかに当該指示に従い、条件を遵守し、また、必要書類を提出しなければならない。

(共同事業実施者、共同申請者との関係)

第38条 本事業において、補助交付契約者(共同申請の場合の幹事法人)は、本規程又は本規程に基づく大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局の処分若しくは指示により遵守すべき事項が達成されるために必要な事項を共同事業実施者及び共同申請者に遵守させる義務を負う。共同事業実施者又は共同申請者がこれに違反する場合、補助交付契約者(共同申請の場合の幹事法人)は連帯してその責めを負うものとする。

(紛争時の合意管轄)

第39条 大型実証(ASEAN 加盟国)事業支援事務局並びに補助交付契約者及び共同事業実施者は、本事業に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上